

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その3）の制定について（通知）

昭和56年3月31日薬発第330号
厚生省薬務局長から各都道府県知事あて
改正
昭和60年4月5日薬発第373号
昭和62年9月12日薬発第782号

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準については、昭和50年11月26日薬発第1090号及び昭和52年12月8日薬発第1416号をもって通知したところであるが、今般、別添のとおり毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その3）を定めたので、下記事項に留意のうえ、関係各方面に対し周知徹底を図られたい。

記

昭和50年薬発第1090号の「記」の第1～7項は本基準についてもすべて適用されるものであること。